

# 定 款

フジッコ株式会社

# フジッコ株式会社 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当会社は、フジッコ株式会社と称し、英文では F U J I C C O C O., L T D. とする。

### (目 的)

第 2 条 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 昆布製品、各種佃煮、保存食料品の製造および販売
- (2) 農畜水産食料品の製造および販売
- (3) 乳製品の製造および販売、ならびに関連器具の販売
- (4) 壩、缶詰食料品の製造および販売
- (5) 冷凍食品の製造および販売
- (6) 米飯、そう菜、漬物類の製造および販売
- (7) 清涼飲料、酒類の製造および販売
- (8) 菓子の製造および販売
- (9) 農作物の生産、加工および販売
- (10) 医薬品、医薬部外品の製造および販売
- (11) 前各号にかかる原材料の販売
- (12) 飲食店の経営
- (13) 文化厚生施設、スポーツ施設の経営
- (14) 出版および広告代理業
- (15) 損害保険代理業
- (16) 不動産の賃貸と管理に関する業務
- (17) 倉庫業
- (18) 発電事業
- (19) 前各号に付随する一切の業務

### (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を神戸市中央区に置く。

### (公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、108,000,000 株とする。

### (単元株式数)

第 6 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

### (単元未満株式の買増請求)

第 7 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

### (単元未満株式の権利制限)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

### (株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

### (株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### (基準日)

第 11 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ

公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2. 株主総会の開催地は、神戸市とする。

#### (招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役の全員に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、代表取締役のうち取締役会が指名した者が議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (株主総会資料の電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議によって補欠の監査等委員を選任することができる。

5. 前項の補欠の監査等委員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の解任)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役のうち取締役会が指名した者が招集し、議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもつて行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第33条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### (会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### (会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

#### (会計監査人の責任免除)

第42条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

#### (事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

#### (剰余金の配当の基準日)

第45条 当会社の剰余金の配当（以下「配当金」という。）の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする。

#### (配当金の除斥期間)

第46条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

## 第8章 買 収 防 衛

#### (買収防衛)

第47条 当会社の株主総会は、取締役会の提案に基づき、買収防衛策（当会社が発行する株式の大規模な買付行為に関する情報提供、検討、対抗措置の要件等を定めるもの。以下本条において同じ。）の導入、継続または変更に関する決議を行うことができる。

2. 当会社の株主総会は、前項で決議された買収防衛策の廃止に関する決議を行う

ことができる。

3. 前各項に定める決議は、定款第 17 条第 1 項を適用せず、会社法第 309 条第 1 項に規定する決議（議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行われる決議）をもって行うものとする。
4. 当会社は取締役会が必要であると認めたときは、いつでも、定款第 27 条に規定される取締役会の決議をもって、買収防衛策を廃止することができる。
5. 買収防衛策の有効期間は、本条第 1 項の決議後、3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第 1 条 当会社は、第 56 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第 56 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 43 条第 2 項の定めるところによる。